

株式移転に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 210 条に定める書面)

2024 年 6 月 3 日

サムティホールディングス株式会社

サムティ株式会社

2024年6月3日

株式移転に係る事後開示書類

大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号
サムティホールディングス株式会社
代表取締役社長 小川 靖展

大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号
サムティ株式会社
代表取締役社長 小川 靖展

サムティ株式会社（以下「サムティ」といいます。）は、2024年2月27日開催の第42期定時株主総会において承認いただきました株式移転計画に基づき、2024年6月3日をもって株式移転設立完全親会社であるサムティホールディングス株式会社（以下「サムティHD」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際して、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は以下のとおりです。

記

1. 株式移転が効力を生じた日

2024年6月3日

2. 株式移転完全子会社における会社法第805条の2の規定による手続の経過

会社法第805条の2の規定による本株式移転の差止請求をした株主はおりませんでした。

3. 会社法第806条、第808条および第810条の規定による手続の経過

サムティは、会社法第806条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2024年3月12日付で、サムティの株主に対し、株式移転を実施する旨、株式移転設立完全親会社の商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第806条第1項の規定による株式買取請求をした株主はおりませんでした。

また、会社法第808条及び第810条の規定により、サムティ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者に対し、株式移転を実施する旨、株式移転設立完全親会社の商号及び住所、計算書類に関する事項並びに社債権者が公告日の翌日から1箇月以内に異議を

述べることができる旨を官報及び電子公告の方法により公告いたしましたが、異議を述べた社債権者はおりませんでした。

4. 本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数
本株式移転によって、サムティ HD に移転したサムティの株式の数は、以下のとおりです。
普通株式株 46,583,099 株

5. 前各号に掲げるもののほか、本株式移転に関する重要な事項

(1)サムティ HD は、本株式移転に際して発行する 46,583,099 株を、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時におけるサムティの株主に対し、その保有するサムティの普通株式1株につき、サムティ HD の普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。

(2)サムティ HD の普通株式は、2024年6月3日に東京証券取引所プライム市場に上場いたしました。なお、本株式移転に伴い、サムティの普通株式は、2024年5月30日をもって、東京証券取引所プライム市場において、上場廃止となりました。

(3)サムティ HD 設立時の資本金および準備金に関する事項は以下のとおりです。

- ① 資本金の額 : 20,725,539,002 円
- ② 資本準備金の額 : 20,626,038,984 円
- ③ 利益準備金の額 : 0 円

以上